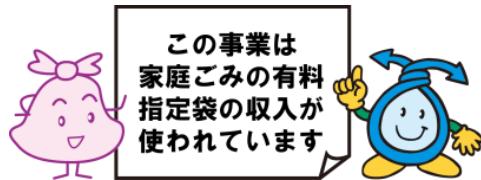




(広報資料)



平成26年5月23日

環境政策局

担当 循環型社会推進部

まち美化推進課

電話 213-4960

担当 循環型社会推進部  
 まち美化推進課  
 電話 213-4960

## 京都ならではの「雑がみの分別・リサイクル」の全市展開について

京都市では、「平成32年度までにごみ量（受入量）39万トン」という目標を達成するため、ごみの減量に取り組んでいます。特に、家庭から排出される「燃やすごみ」の約3割を占めている「紙ごみ」の分別・リサイクルを徹底的に進める必要があります。

このため、本市では、「紙ごみ」の中で、分別・リサイクルがあまり進んでいない「雑がみ」について、市民の皆様に徹底した分別をしていただき、また、古紙回収業者が雑がみを確実に回収できるよう、コミュニティ回収や「エコ学区」事業における雑がみの徹底回収、分かりやすい雑がみの排出方法の構築に取り組んでいます。

この度、市民の皆様・民間事業者・行政の3者協働による京都ならではの「雑がみの分別・リサイクル」を全市で展開することになりましたので、お知らせします。

### （参考）これまでの取組

京都市のごみ量（受入量）は、ピーク時の平成12年度には82万トンでしたが、ごみの減量・リサイクルを推進し、「循環型社会・低炭素社会」を構築するため、平成32年度までにピーク時からのごみ半減、39万トンにまで削減するという挑戦的な目標を掲げ、市民・事業者の皆様との「共汗」により様々な取組を推進してきました。これにより、平成25年度は47万2千トンと4割以上の大幅な削減が図れるとともに、市民1人1日当たりの家庭ごみ量は政令指定都市で最も少ないレベルとなっています（京都市：445グラム、他の政令指定都市平均：595グラム／平成24年度）。

この結果、5箇所あったクリーンセンター（清掃工場）を、現在、3箇所にまで縮小できることで、1箇所当たりの建設費用約400億円及び運営に係る年間経費10億円という多額の経費削減が図れました。また、有料指定袋制導入前の平成18年度には、家庭ごみの収集を258台の車両で行っていましたが、現在は、70台減の188台体制としたことで、年間経費約40億円の削減を実現することができました。

## 1 市民の皆様による分別の取組

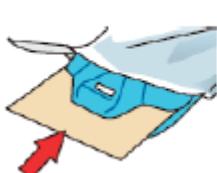
市民の皆様に「雑がみの徹底分別」を行っていただき、「京都ならではの雑がみ回収の仕組み」により排出していただきます。

(別紙1 啓発チラシ参照)

「雑がみ」・・・「新聞（折込チラシ）」「ダンボール」などと同様に、リサイクルできる紙類

### 雑がみ（リサイクルできる紙）の例

●台紙・画用紙



●紙袋



●封筒・はがき



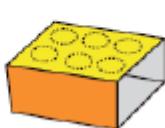
●カレンダー



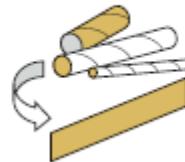
●包装紙



●ビール・ジュースの6本  
パックなどの紙ケース



●紙の芯



●紙箱



●メモ用紙・OA紙



（雑がみを分別するとき・回収に出すときは・・・）

- プラスチック、布等の紙以外の部分は外し、紙箱等はかさばらないよう折りたたみ、紙袋にまとめていれてお出しいただきます。
- 個人情報はできるだけ除いていただきます。
- 雑がみは、「雑誌」と一緒にまとめて出していただいても構いません。
- 汚れているものや、特殊な加工をしているものはリサイクルできません（特殊な加工とは、防水加工、コーティング紙、感熱紙、粘着物（付せん）などです。）。



## 2 京都ならではの雑がみ回収の仕組み

京都の市民力・地域力を活かすとともに、古紙回収業者の協力を得ながら、最少の経費で、「雑がみの分別・リサイクル」を徹底的に進める仕組みを構築しました。

### （1）京都の市民力・地域力を活かした「コミュニティ回収」による回収

(別紙2 コミュニティ回収の概要参照)

- 地域の皆様により構成される住民団体を単位として資源物回収を行う「コミュニティ回収」を実施している2,142団体のうち1,178団体において雑がみの回収に取り組んでいただいておりましたが、平成26年度からは、全ての団体で雑がみを必須の回収品目とすることにより、回収量を確実に向上させます。

※ 団体数は平成26年3月末現在

- お住まいの地域の「まち美化事務所」・「エコまちステーション」が地域に出向き、

雑がみの分別・リサイクルの相談や、コミュニティ回収制度の案内・実施支援を行うことなどにより、「コミュニティ回収」をはじめとした地域ぐるみの雑がみ回収を拡大していきます。

なお、平成26年4月の1箇月で、コミュニティ回収団体は74団体増加しています（平成26年3月末：2,142団体→4月末：2,216団体）。

(2) 京都のリサイクル事業の一翼を担っている古紙回収業者の既存システムと活力を最大限に活かした回収

- 「雑がみも必ず回収する」旨のステッカーを貼付し、市内を巡回している古紙回収業者が回収します。

なお、古紙回収業者の巡回回収に排出できない場合に限り、6月25日（第4水曜日）以降、当分の間、「雑がみ」を、本市が定期収集している「小型金属類・スプレー缶」の収集日と同じ日・同じ場所に出していくだければ、古紙回収業者が回収します。



この取組については、コミュニティ回収の拡大や古紙回収業者による回収状況を踏まえて、縮小していく予定です。

- ※ 「小型金属類・スプレー缶」の収集日は、月に1回です。市域を4つのブロックに分け、第1～第4水曜日のいずれかの日に設定しています。
- ※ (3)に掲げる山間部等の地域は除く。（コミュニティ回収やまち美化事務所による回収を活用していただきます。）

(3) まち美化事務所によるセーフティネット活動

- 古紙回収業者による巡回回収が行き届いていない次の山間部等の地域では、まち美化事務所がコミュニティ回収のエリア拡大支援や市による直接回収を行います。

行政区	地域
北区	小野郷、中川、雲ヶ畠、西賀茂氷室町
左京区	花脊、久多、広河原、大原百井町
右京区	水尾、宕陰、京北地域
西京区	大原野外畠町、大原野出灰町
伏見区	醍醐陀羅谷

※ 下線は、元学区名を指します。

- その他、古紙回収業者による回収が行き届かない場合は、まち美化事務所が出向き、回収方法等を御相談し、対応します。



### 3 資源物の回収拠点における雑がみ回収

資源物の回収拠点では、市民の皆様の持ち込みによる雑がみ回収を行っています。次の表のほか詳しくはホームページ「京都市情報館」の「資源物回収マップ」を御覧ください。

回収拠点	回収日時
各まち美化事務所	9時～16時（土・日曜日、年末年始を除く。）
上京リサイクルステーション	8時30分～17時15分（年末年始以外）
区役所・支所及び出張所（臨時回収）	回収日時はエコまちステーションにお問い合わせください。
南部・東北部クリーンセンター	9時～正午、13時～16時30分（日曜日、第1・3・5土曜日、年末年始を除く。）
移動式の拠点回収事業	地域にお伺いして実施する資源物回収事業です。場所・日時等は市民しんぶん区版等でお知らせします。

※ 今後とも、資源物の回収拠点の増設や利便性向上に取り組んでいきます。

### 4 周 知

市民の皆様に、紙ごみの分別を徹底していただくため、リサイクル可能な「雑がみ」の種類や「京都ならではの雑がみ回収の仕組み」の情報について、市民しんぶん6月1日号特集、全戸回覧チラシ、ホームページ「京都市情報館」、地域での説明会やイベント等の様々な媒体、機会を通して、お知らせします。



### 5 御案内窓口

お住まいの地域を担当する「まち美化事務所」・「エコまちステーション」

まち美化事務所	お住まいの地域	エコまちステーション（区役所・支所内）
北部まち美化事務所 724-8881	北区	北エコまちステーション 366-0155
	上京区	上京エコまちステーション 366-0776
東部まち美化事務所 722-4345	左京区	左京エコまちステーション 366-0821
	中京区（堀川通より東側）	中京エコまちステーション 366-0180
西部まち美化事務所 882-5787	中京区（堀川通より西側）	
	右京区	右京エコまちステーション 366-0190
山科まち美化事務所 573-2457	山科区	山科エコまちステーション 366-0184
	伏見区醍醐地域	醍醐エコまちステーション 366-0311
南部まち美化事務所 681-0456	東山区	東山エコまちステーション 366-0182
	下京区	下京エコまちステーション 366-0186
	南区	南エコまちステーション 366-0188
西京まち美化事務所 391-5983	西京区（洛西地域以外）	西京エコまちステーション 366-0192
	西京区洛西地域	洛西エコまちステーション 366-0194
伏見まち美化事務所 601-7161	伏見区（深草・醍醐地域以外）	伏見エコまちステーション 366-0196
	伏見区深草地域	深草エコまちステーション 366-0198

なお、京都市紙リサイクル事業協同組合内にも、「古紙回収業者情報相談窓口」を設置

（電話番号 601-3519）

## 6 雑がみの分別・リサイクル全市展開に係るこれまでの取組経過

### ○ 平成25年7月～平成26年3月

市内約11,000世帯の御協力をいただき、雑がみ分別回収に係る社会実験の実施  
⇒ 実験参加世帯の80%以上が「燃やすごみ」の減少を実感されており、市民の皆様  
に雑がみの種類や分別方法を理解していただき、意識が高まることで、有効な取組で  
あることが判明

### ○ 平成26年2月～

「雑がみも必ず回収する」など全5項目について、現在、46の古紙回収業者が取組  
宣言を行っている。

(「取組宣言」の内容)

- ・ 新聞、雑誌、ダンボールのほか、雑がみも必ず回収します。
- ・ 雑がみ等の古紙の分別やリサイクルの方法について、京都市民の理解  
が深まるよう啓発に努めます。
- ・ 雑がみ等の古紙の排出に困っている地域を支援します。
- ・ 京都市が推進するコミュニティ回収に協力します。
- ・ 回収の際は、京都市民に親切丁寧に対応します。

### ○ 平成26年3月26日

次の内容の取組を推進するため、京都市紙リサイクル事  
業協同組合と「雑がみ等の紙ごみの分別・リサイクルの徹  
底推進に関する協定」を締結



(「協定」の内容)

- ・ 雑がみ等の紙ごみの分別・リサイクルに関する市民への周知・啓発
- ・ 雑がみ等の古紙の排出に困っている地域への支援
- ・ コミュニティ回収を拡大するための地域への働きかけ
- ・ 市民が古紙回収業者を利用しやすい環境整備





# 平成26年6月から、「雑がみ」の分別・リサイクルを 全市でスタート!!

別紙1

「新聞や折込チラシ」、「ダンボール」等と同じように、リサイクルできる  
紙類のことを「雑がみ」というんだ。色々なものがリサイクルできるんだよ！



## 雑がみの例

### ●台紙・画用紙



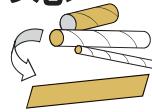
### ●封筒・はがき



### ●包装紙



### ●紙の芯



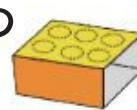
### ●紙袋



### ●カレンダー



### ●ビール・ジュースの 6本パックなどの 紙ケース



### ●メモ用紙 ・OA紙



### ●紙箱



## 雑がみを分別するとき、回収に出すときの注意点

- 紙箱等は、かさばらないよう折りたたみ、紙袋にまとめていれてお出しください。
- 雑がみは、「雑誌」と一緒にまとめて出していただいても構いません。
- 汚れているものや、特殊な加工をしているものはリサイクルできません。  
(特殊な加工とは、防水加工、コーティング紙、感熱紙、粘着物(付せん)などです。)
- プラスチック、布等の紙以外の部分は、外してください。
- 個人情報はできるだけ除いてください。



## なぜ「雑がみ」の徹底した分別・リサイクルが必要かというと…

京都市では、市民の皆様の御協力により、ごみの減量・リサイクルが大きく進みました。でも、「燃やすごみ」(約21万トン)の約3割を占める「紙ごみ」(約7.4万トン)には、「雑がみ」が半分近く含まれています。つまり、「雑がみ」の分別・リサイクルを徹底することで、まだまだごみを減らすことが可能なんです!



「燃やすごみ」に含まれる  
「紙ごみ」の内訳



「雑がみ」を徹底して分別・リサイクルすることは、ごみを減らすためにとても大切なんだね！  
でも、**分別した「雑がみ」は、どうしたらいいんだろう…**

# 京都ならではの雑がみの回収の仕組み

コミュニティ回収（地域の集団回収）が盛んで、古紙回収業者が市内で広く活動されている京都ならではの雑がみ回収の仕組みをつくりました。



## 地域のコミュニティ回収に出してください！

新たにコミュニティ回収を始めたいとお考えの場合は、まち美化事務所・エコまちステーションに御相談ください。助成制度があります。

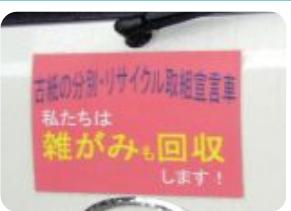


## 古紙回収業者の方に出してください！

「雑がみも必ず回収する」旨のステッカーを貼付し、市内を巡回している古紙回収業者が回収します。

(巡回している古紙回収業者へ排出できない場合は・・・)

- 当分の間、本市が定期収集している「小型金属類・スプレー缶」(※)の収集日と同じ日・同じ場所に「雑がみ」を出していただければ、古紙回収業者が回収します。  
※ 市域を4つのブロックに分け、第1～第4水曜日のいずれかの日(月1回)に設定しています。  
他の資源ごみと収集日が重なる場合は、それぞれ少しずつ離して出してください。
- 民間の収集業者がごみを収集しているマンション等にお住まいの方は、管理者等を通じて、収集業者に御相談ください。



雑がみのほか、紙ごみ全般の排出にお困りの場合は・・・

まち美化事務所・エコまちステーションに御相談ください！

コミュニティ回収の拡大を含め、地域の皆様と御相談させていただきます。



回収拠点などに持ち込んでいただくこともできます。

受入施設：まち美化事務所、上京リサイクルステーション、クリーンセンター、区役所・支所、出張所など。 詳しくは [京都市資源物回収マップ](#)



検索

お問い合わせ先  
雑がみの分別・リサイクルについての総合的な窓口

まち美化事務所	お住まいの地域	エコまちステーション（区役所・支所内）
北部まち美化事務所 <a href="tel:724-8881">724-8881</a>	北区	北エコまちステーション <a href="tel:366-0155">366-0155</a>
東部まち美化事務所 <a href="tel:722-4345">722-4345</a>	上京区	上京エコまちステーション <a href="tel:366-0776">366-0776</a>
西部まち美化事務所 <a href="tel:882-5787">882-5787</a>	左京区	左京エコまちステーション <a href="tel:366-0821">366-0821</a>
山科まち美化事務所 <a href="tel:573-2457">573-2457</a>	中京区（堀川通より東側）	中京エコまちステーション <a href="tel:366-0180">366-0180</a>
南部まち美化事務所 <a href="tel:681-0456">681-0456</a>	中京区（堀川通より西側）	中京エコまちステーション <a href="tel:366-0180">366-0180</a>
西京まち美化事務所 <a href="tel:391-5983">391-5983</a>	右京区	右京エコまちステーション <a href="tel:366-0190">366-0190</a>
伏見まち美化事務所 <a href="tel:601-7161">601-7161</a>	山科区	山科エコまちステーション <a href="tel:366-0184">366-0184</a>
	伏見区醍醐地域	醍醐エコまちステーション <a href="tel:366-0311">366-0311</a>
	東山区	東山エコまちステーション <a href="tel:366-0182">366-0182</a>
	下京区	下京エコまちステーション <a href="tel:366-0186">366-0186</a>
	南区	南エコまちステーション <a href="tel:366-0188">366-0188</a>
西京まち美化事務所 <a href="tel:391-5983">391-5983</a>	西京区（洛西地域以外）	西京エコまちステーション <a href="tel:366-0192">366-0192</a>
伏見まち美化事務所 <a href="tel:601-7161">601-7161</a>	西京区洛西地域	洛西エコまちステーション <a href="tel:366-0194">366-0194</a>
	伏見区（深草・醍醐地域以外）	伏見エコまちステーション <a href="tel:366-0196">366-0196</a>
	伏見区深草地域	深草エコまちステーション <a href="tel:366-0198">366-0198</a>

(雑がみの種類、古紙回収業者の情報を知りたいとき) 京都市紙リサイクル事業協同組合内 古紙回収業者情報相談窓口 [601-3519](tel:601-3519)

この印刷物は、「雑がみ」としてリサイクルできます。不要になりましたら、コミュニティ回収や古紙回収等にお出しください。



植物油インク使用  
再生紙使用



## 【コミュニティ回収の概要】

京都市では、地域の皆様の自主的なごみ減量・リサイクルの取組を支援するため、古紙や古着、缶・びんなどの資源物を地域で集団回収していただくコミュニティ回収制度を実施し、奨励しており、平成25年度末時点では2,142団体が実施しています。コミュニティ回収は、身近な地域で、雑がみ等の紙ごみの分別・リサイクルに取り組むことができる制度となっており、約半数の1,178団体が雑がみの回収を実施しています。

なお、平成26年4月の約1箇月で、コミュニティ回収団体は74団体増加し、同月末時点でも2,216団体となっています。

### 《事業の概要》

#### 1 応募資格

- (1) 概ね20世帯以上により構成される住民団体であること。
- (2) 資源物を定期的かつ継続的に回収する団体であること。
- (3) 資源物の回収を業として行う者（資源回収業者）でないこと。
- (4) 回収品目、回収日時等について、事前に資源回収業者と合意済みであること。

#### 2 回収品目

- (1) 古紙類（新聞、雑誌・書籍、ダンボール、紙パック、雑がみの5種類で分別）  
※ 平成26年度からは、雑がみを必須の回収品目としています。
- (2) 古着類（古着・古布など）
- (3) 缶類（アルミ缶・スチール缶）
- (4) びん類（ワンウェイびん）※リユースびんは対象外
- (5) その他（ペットボトル、小型金属類など）

#### 3 助成金額

上記2の回収品目を地域で集団回収するに当たって、お知らせビラやポスターの作成等に必要な費用の一部を助成金として下表のとおり交付します。

2の回収品目	助成金額
①(1)古紙類のみ	4月の申請：10,000円 5月～6月の申請：7,500円 7月～9月の申請：5,000円 10月～12月の申請：2,500円 1月～3月の申請：1,500円 (※翌年度以降の年額は10,000円)
②(2)～(5)の回収品目のうち2品目	4月の申請：15,000円 5月～6月の申請：11,500円 7月～9月の申請：7,500円 10月～12月の申請：4,000円 1月～3月の申請：2,000円 (※翌年度以降の年額は15,000円)
③(1)古紙類+(2)～(5)の回収品目のうち1品目以上	4月の申請：15,000円 5月～6月の申請：11,500円 7月～9月の申請：7,500円 10月～12月の申請：4,000円 1月～3月の申請：2,000円 (※翌年度以降の年額は15,000円)
④(2)～(5)の回収品目のうち3品目以上	4月の申請：15,000円 5月～6月の申請：11,500円 7月～9月の申請：7,500円 10月～12月の申請：4,000円 1月～3月の申請：2,000円 (※翌年度以降の年額は15,000円)

(注) 助成金は毎年度交付申請をしていただきます。